

## 裁判所構成法中改正法律案件外七特別委員會議事速記録第一號

付託議案

裁判所構成法中改正法律案(政第三號)

「ヲ申シマスト、四廉ノ外テゴザイマスナ、一番初メニアリマス第十三條ノ一ト云フモノ

ヲ加ヘマスノハ、是マテ控訴院ハ地方裁判所ノ判事が代理ヲ致シマス、地方裁判所ハ

裁判所廢止及名稱變更ニ關スル法律案

裁判所管轄區域ニ關スル法律案

判事懲戒法中改正法律案

裁判所構成法中改正法律案(衆第五號)

辯護士法中改正法律案

刑法施行法中改正法律案

委員氏名

委員長

公爵德川 慶久君

副委員長

松岡 康毅君

委員

伯爵寺島誠一郎君

子爵岡部 長職君

子爵新莊 直陳君

子爵黒田 和志君

子爵酒井 忠亮君

子爵池田 政時君

小牧 昌業君

河村讓二郎君

男爵長松 篤棐君

男爵東郷 安君

渡 正元君

奥山 政敬君

富井 政章君

加太 邦憲君

馬屋原二郎君

土居 通博君

大正二年三月十八日(火曜日)午後一時十八分開會

○委員長(公爵德川慶久君) 特別委員會ヲ開會イタシマス、先づ初二御相談申上  
ゲタイコトハ、此委員會ニハ澤山ナ議案ガゴザイマスガ、之ヲ一時ニヤルト云フコトハ混雜  
ヲ來タシマスカラ、先づ政府ノ提出ニ係る五案ヲ一トシテ、ソレカラ衆議院提出ノ二案

ヲ一纏メニ致シ、ソレカラ其次ニ刑法施行法中ノ改正案、即チ衆議院提出、之ヲ一ツ  
ニシテ、詰マリ二段ニ句切ッテヤリタイト思ヒマス、先づ初二メニ政府提出ノ五案ニ付イテ  
研究ヲシタイト思ヒマス、御異議ガゴザイマセヌケレバ、サウ云フコトニシタイト思ヒマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○奥山政敬君 先づ初メニ政府ニ於テ此提出ノ理由ヲ一應説明ガアルヤウニ致シタイ  
モノゴザイマス

○國務大臣(松田正久君) 唯今奥山委員ヨリノ御要求モアルヤウデゴザイマスガ、大  
體ニ付キマシテハ前日、本會ニ於テ私ヨリ一應ノ説明ヲ致シタ次第ゴザリマスケレド  
モ、尙ホ節目ニ這入リマシテ政府委員ヨリ當席ニ於テ説明ヲ致サセルコトニ致シマスカ  
ラ、御差支ナケレバ其通リドウカ願ヒタ

○政府委員(小山溫君) ソレテハ私カラ説明ヲ致シマスルガ、先づ裁判所構成法中  
改正法律案、之ニ付イテ申シマスルト、是ハ本會デ大臣ヨリ説明ヲ致サレマシタ通リ主  
要ノモ

ナドニ比シテ少シク不權衡デアルト云フ御感シハ無イデアリマセウカ、何ホド短ノ間 在職シタ者ニモ是ダケヤルト云フノデアリマス、餘ホド寛大ナ待遇ノヤウニ思フンデアリマス、權衡ハ差支ナイト云フ見込デアリマスカ

○政府委員(小山溫君) 御承知ノ通り裁判所構成法ニ依リマスト云フト、第七十  
五條ニ「法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其ノ判事ヲ補  
スヘキ闕位ナキトキハ司法大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ闕位ヲ待タシムルノ權ヲ有ス」  
斯ウ云フコトガゴザリマスノア、一體或ル裁判所ガ廢セラレ、或ハ或ル裁判所ノ組織ガ  
變更ニナリマシタ時分ノ過剩員ハ、通常ノ場合ニ於テハ一分ノ一分ノ俸給ヲ給シテ闕位  
ヲ待タシムル譯ニアリマス、然ルニ今度ノハサウ參リマセヌテ、到底近キ將來ニ於テ闕位  
ガ生ズルト云フ見込モ立チマセヌコトデゴザイマシン、特別ナル規定ヲ要スルト云フ譯デ此  
法律ガ出來タノデゴザイマス、元來少數ノ場合ニハ一分ノ一分ノ俸給ヲ與ヘテ置クノガ原  
則デアリマスカラ、ソレデニ分ノ一分ノ給シマシテモ不相當デアルマイ、斯様ニ考ヘマス

○富井政章君 今一ツ伺ヒマスガ、是ハ定メ衆議院ニ於テ御説明ガアツコトト存ジ  
マスルガ、尙ホ伺ヒタイノデアリマス、此改正ニ依リテ經費ガ何ホド節約セラルノデアリ  
セウカ、又其金額ノ中テ休職給ヲ差引カネハナラヌ、差引カネハ純粹ナ節約額ト云フモノ  
が出来ナイノデアリマス、此休職給ガ凡ソ何程ニナルノデアリマスカ

○政府委員(小山溫君) 是ハ正確ナル數字ハ申上兼ネマスデゴザイマスガ、大約計  
算シテ居リマスル數字ヲ申上ゲマスト、俸給ニ於テ判事檢事裁判所書記モ減ズル、俸  
給ガ約四十二万圓節約ガ出來ル考デアリマス、サウシテ休職給ニ於テハ十七万圓バカ  
リ支出ヲ要スルデアラウト云フ考デアリマス、差引キスルト二十五万圓俸給額ニ於テ節  
約ニナリマス、尙ホ其他ニ廳費等ノ費用ガゴザイマスカラ 十万圓ホドハ減ジヤウト考ヘマ  
ス

○奥山政敬君 チヨット御尋イタシタイデスガ、本會デチヨット質問ヲ致シマシタケレド  
モ、私ノ言ヒ方ガ惡ルカッタカ、御答ガ私ノ問ニ相應シナイヤウナ感シガシマスカラシテ、コ  
コデ御尋イタシマスガ、唯今富井君カラノ御質問ニ對シテ政府委員ヨリ御答辯ガアリマ  
シタカラ一通リノコトハ分リマシタガ、何シロ判事ニ於キマシテハ憲法ノ保障ガアツテ容易  
ニ其職ヲ失フト云フコトハ無イコトノ規定ニナシテ居ルノデ、其這入テ來ル判事モ其保  
障ヲ目的トシテ這入テ來テ居ルノデアル、斯ウ云フ場合ニ遭遇シテ休職ニナルト云フコ  
トハ、是ハヨクノ事デアツテ、實ニ氣ノ毒ニ堪ヘナイ、同情スルヤウナ次第デアリマス  
ルガ、トコロテ構成法ノ七十五條デゴザイマスガ、是ニハ先刻政府委員ヨリ御説明ノア  
ル通リニ半額ヲ給スルト云フコトニナシテ居リマス、ソレハ構成法ノ上デ廢止ノ場合、組  
織變更ノ場合ハ半額ヲ給スル云々ト云フコトガアリマス、是ハ法律ノ上デ半額ヲ是非吳  
レナケレバナラヌヤウニ心得マス、此判事檢事ノ休職及判事ノ轉所ニ關スル法律案ノ第  
一條ニ於キマスルト、「一分ノ迄ラ支給スルコトヲ得」ト云フコトデアリマスカラ、支給  
シナクテモ宜イヤウニ見エルシ、司法大臣ノ御考テ支給シテモ宜シ、支給シナクテモ宜シ、且  
ツ年限ガ二十五年以上ニモナシテ居ルノデアリマス、二十五年以下ノ者ハ其支給ヲ受ケ  
ルコトガ出來ナイ規定ニナシテ居リマスガ、丁度今般ノ場合ガ裁判所ノ廢止、組織ノ  
變更ト云フコトニナシテ、七十五條ニキシチリ嵌マルニモ拘ラズ 不利益ノ方ニ判事ノ方ガ

ナリハシナイカト云フ感シガアルノデアリマスルガ、政府ニ於カセラレテモ、其邊ノ所ハ十分、  
考ハアツタラウト思ヒマスルガ、已ムヲ得ヌカラ氣ノ毒ナガラスウ云フコトヲシタト云フニ過  
ギヌノデアリマスルカ、何カ深イ理由ガアルノデアリマスカ、一應……

○政府委員(小山溫君) 御承知ノ通り憲法ニ「裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ  
處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルコトナシ」ト云フ規則ガゴザトマスルガ、俸給ニ付イテハ  
何等ノ規定ハゴザイマセス、俸給ニ付イテノ規定、即チ減俸セラル、コトノ無イト云フコトハ  
七十五條ノ規定ハ今回ノ如ク二百二十幾人ト云フヤウナ多數ノ過剩員ヲ生ズル場合  
ノ規定デナイト信ズルノデアリマス、條文デモ分リマスル通ニ闕位ヲ待タシムル、闕位ノ  
生ズルト云フコトヲ近キ將來ニ豫想スルト云フ場合デナケレバ出來ヌノデアリマス、終身  
待命デ置クト云フヤウナ結果ニナルカモ知レマセスガ、元ノ性質ハ違ヒマスヤウニ考ヘマス、ソ  
レデニ一分ノ一分ノ原則ト致シマシテ、無論今回限リノ規定デゴザイマスガ、特ニ終身一分ノ一分ノ  
上二分ノ一マテハ司法大臣ノ隨意ニ定メラル、ト云フ規定ノ積リテアリマス  
○奥山政敬君 モウ一應伺ヒマスルガ、此第一條ノ所ガ何ダカ少シ曖昧ナヤウニモ思  
ハレマスルガ、如何デゴザイマセウカ、「前條ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレタル判事及檢  
事ニハ現俸二分ノ一分支給ス」はハマードウシテモ三分ノ一分ヤラナケレバナラヌコトニナ  
リマス、但書ニハ「二十五年以上」ト云フ餘ホド永イ年數ヲ經タ者ニハ特典ガアルヤウ  
デスガ、「一分ノ迄ラ支給スルコトヲ得」テ、先刻申シマスヤウニ、ヤラナクテモ宜イ、  
ヤッテモ宜イト云フコトニナルノデアリマスガ、是モ矢張リ「三分ノ一分支給ス」ト同様ニ  
「一分ノ一分支給ス」ト云フコトニハナラナイモノニアリマセウカ、斯ウ云フヤウニ「支給ス  
ルコトヲ得」ト云フノデヘ、ドウシテモ手加減ニ依ツテ二十五年ノ者ハ少シ減シテヤラウ、  
三十年ニナシテ者ニハ皆ヤラウ、四十年ノ者ニハ皆ヤラウトカ云フヤウニ手心デヤラレルコ  
トニナリマセウカ、是ハ此文面ノ上デ、ハラキリスルコトハ出來  
○國務大臣(松田正久君) 今ノ奥山君ノ御尋デアリマスルガ、是ハ政府委員ヨリ申  
上ゲタ如クニ此一條ノ規定ト現行構成法七十五條ノ規定トハ全ク其意味ガ違テ居  
ルコトハ既ニ申上ゲタ通ニアリマスルガ、此方ハ此度ニ限シテ二百二十一人ヲ減ズル、  
之ヲ如何ニ取扱フカト云ヘバ休職ヲ命ズル、即チ休職給ヲ終身給ハル、斯ウ云フ意味ニ  
ナシテ居ル、ソレハ何故カナラバ終身官ノコトデゴザイマスルカラ終身二分ノ一分給スルコ  
トニナル、是ガ矢張リ終身官タル其官ニ對シテ優遇ヲ致ス趣意ニナシテ居ル、ソレカラ一  
十五年以上ノ者ト云フコトニナリマスルト、ソレヨリ以上ノ特典ヲ與ヘテ置ク方ガ宜カラ  
ウ、然レドモ二十五年以上ト申シマシテモ二十年ノ人モアラウシ、二十五年ノ人モアラ  
ウ、又四十年ノ人モアルカモ知レナイ、其年數ノ長短ニ依リマシテハ多少手心ヲ致ス方  
が相當デハナイカ、然レドモニ一分ノヨリ無論下ルコトハ出來ナイ、一分ノヨリ上ルコ  
トハ出來ナイ、其間ニ於テ年數ニ從テヤラバ適當ノ處置ヲ得ルテハナイカ、斯ウ云

フ意味ヲ以テ、斯ノ如キ意思デ斯ウ云フコトニ止マツテ居リマスカラ、ドウゾ 左様御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス

○河村讓二郎君 唯今配付ニナリマシタ裁判所廢合一覽ニ依リマスルト、廢止スベキアリマシタノデスカ、唯概數何箇所ヲ廢サナケレバナラヌト云フノデアリマシタノデアリマスカ、或ハ是ダケハ廢止スベキモノデアル、廢止シテ然ルベキモノデアルト 御認メニナッタ標準等ガ若シアリマスレバ、ソレヲ一ツ御示シフ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(小山溫君) 此廢シマシタ區裁判所ニ付イテハ幾ツ廢スルト云フ 成算ヲ以テ始メマシタノデハゴザイマセヌテ、各區裁判所ニ付キマシテ事件、並ニ地理等ヲ調べマシテ先づ區裁判所ヲ存在セシメテ置キマシテモ其事件が一人ノ判事ヲ置クニ足ラナイト云フヤウナ所ニアツテ、而カモ外ヘ管轄ヲ移シマシテモ餘リ不便デナカラウト云フコトデ以テ廢止イタシマシタノデアリマス

○伯爵寺島誠一郎君 唯今河村君ノ御尋ニ續キマシテ今少シ伺ヒタイノデゴザイマスルガ、私モ改廢ノ標準理由トナルベキ所ヲモウ少し委シク知リタイト思ヒテ居リマスガ、一人ノ判事ヲ置ク程ノ事件ノ無イヤウナ場所、又交通ノ便利モ外ニ移シタ所デ、ソコマダ達スルニハ交通ノ便利モアリマスカラ差支ナカラウト云フヤウナコトデアリマスガ、其外ニ此改廢ノ理由トシテ御加ヘニナツタヤウナ事項ガアツタノデアリマスカ、例へバ人口トカ云フヤウナ點ニ付イテモ、ドウ云フ御考ヲ有ツテ居リマスカ、チヨット伺ヒタイト思ヒマス、其土地が發達シテ、近キ將來ニ發達スル見込ノ土地デアルニモ拘ラズ移サレタヤウナ場所モナイデハナイノデアリマスカラ、其點ヲチヨット伺ヒテ置キマス

○政府委員(齋藤十一郎君) 御答イタシマスガ、大體ノ標準ト致シマシテハ先キホド他ノ政府委員カラ御答イタシマシタ通りゴザイマスガ、尙ホ其一箇所一箇所ニ當リマシテ或ハ曾テ其區裁判所ノ權限ニ屬シマスル事件ヲ其近鄰ノ區裁判所ニ付取扱ヒマスヤウナ實例モゴザイマシタ所モアルノデアリマス、其場合ニ於キマシテ實驗イタシマシタ所ニ依リマシテモ左ホド不便ヲ感ゼヌト云フヤウナ事柄モ標準トナシテ居ルノデアリマス、ソレハ個々ノ裁判所ニ就イテアリマス、ソレカラ又中二ハ一人ノ判事ヲ置キマシテモ裕ニ件數ノ足リル箇所モ無イデハゴザイマセヌ、左様ナ場所ハ人員ノ配置上、ソレト近接シテ居リマスル區裁判所ノ方モ見マス必要モアルノデアリマス、而シテ二ツノ裁判所ヲ比較シマシテ、ドチラニ置クノが相當デアルト云フコトヲ研究シマシテ、サウシテ假令其一人ノ判事ヲテ負擔セシムルニ足ルダケノ件數ガゴザイマシテモ、ソレハ其方ヲ止メマシテ他ノ方ニ間ニ合ハセルト云フ場所モアツタノデアリマス、人口ノ點ハ精密ニ調査ハ致シテ居リマセヌノデゴザイマスルガ、免ニ角重モニ標準トナシテ居リマスノハ其裁判所ガ取扱ヒマシタ所ノ件數デアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○河村讓二郎君 尚ホ此事ニ關聯シテモウ一ツ質問イタシタイト思ヒマス、裁判所ガ廢サレマシテモ甚シイ忍ブ能ハザル程ノ不便ハ無カラウト云フ御考テゴザイマスルカ、併シ設置カレル御考デアリマスルカ、例へバ一種ノ巡回裁判所ト云フヤウナモノデモ此東京管内

ノ八丈島ノ如キ僻遠ノ地ニ對シテハサウ云フ救濟ノ御考デモアリマスルノデアリマスルカ、其事ヲ先づ伺ヒタイ、ソレカラ構成法中改正法律案ノ十七條ノ一ト云ヒマスルノハ、是ハ登記事務ダケノ規定デアリマスルカ、或ハ何カ裁判事務ニ付イテモ此規定ヲ應用ナサ

レルト云フ御考ガ有ルノデアリマスルカ

○政府委員(小山溫君) 先づ一般ニ申シマシテ今回ノ區裁判所ノ廢止ニ依リテ訴訟人ハ左ホド前ト不便ヲ感シナシ積リナンゴザイマス、ト申シマスルモノハ區裁判所ノ權限ガ刑事ニ於テモ民事ニ於テモ擴張イタシマシテ、今マテハ地方裁判所ニ參ラケレバ始末が着カナカッタコトガ區裁判所限リテ始末が着クノデアリマス、其方ハ遠イ近イト云フ方カラ申シマスルト却ツテ近イ所アリテ始末が着クヤウニナリマスノデ、其方がナカニ數ガ多イノデアリマス、ソレト廢止シマスル區裁判所等ニ於キマシテハ辯護士ガ大抵マア居リマセス、居リマシタ所ガ極メテ少數デアル、ソレデ民事訴訟ニ付イテ申シマスルト近來本人自ラ訴訟ヲ致シマスト云フ者ノ方ハ少イノデゴザイマシテ辯護士ヲ頼ミマス者ノ方が多イノデアリマス、ソレデアリマスカラ廢止サレマシタ區裁判所ヘ訴ヲ起シマスニ付イテハ市街地ノ方ヘ辯護士ヲ頼ミニ参リマシテ其都ノ方ニ居リマス辯護士ニ費用ヲ給シマシテ、例ヘパソコノ所在地ニ始末が著クシマシテモ辯護士ヲ他ノ地カラ傭シテ來テ訴訟ニ從事セシムル、斯ウ云フコトニナシテ居リマスノデ、假令其訴訟本人ハ居住地ニ裁判所ガゴザイマシテモ、費用ノ方ハ却ツテ多く掛カルト云フヤウナコトモゴザイマス、ソレニ此地方裁判所カラ區裁判所ニ移リマシタ事件竝ニ今マデノ區裁判所ノ所轄事件ニ付イテ大抵今度ハ其裁判所ノ所在地ニ辯護士ガ居リマスカラ一度テ用ノ足リルト云フヤウナ利便モアリマスカラ、ソレヲ差引キマスト却ツテ距離ノ上ニ於テ、自分が一タビ動イテ辯護士ヲ動カスト云フ上カラ考ヘマスト、却ツテ今回ノ方が便利ニナラウト思ヒマスノデ、唯併ナガラ刑事ノ微細ナル事件ニ付キマシテハ或ハ不便ヲ感ズル、是ハ裁判所マテ呼出サレマス、是ハ本人が參ランケレバナリマセヌカラ、是ハ不便ヲ感ズルコトガ多カラウト思ヒマスガ、是ハ刑事ニ付イテノ略式手續法ト云フモノヲ本日提出ニナリマシタ、ソレニ依シテ餘ホド刑事ノ微細ナル事件ニ付イテハ人民ガ便利ヲ感シマスヤウニナル積リテソレカラ此例ヘパ仰シヤリマシタ八丈島ノ如キハ出張裁判ヲ致セマスル積リテゴザイマスガ、十七條ノ一ハ登記事務バカリゴザイマセヌデ裁判事務ニ付イテモ出張所ノ設置ヲ命ズルコトガ出來ル、斯ウケラレマスカ、ソコヲチヨット伺ヒテ置キタイ

○政府委員(小山溫君) 十七條ノ一ハ登記所モアルノデゴザイマスガ、裁判所ノ方ニナリマスト遠隔不便ノ地ダケニ限リテ巡回裁判ヲ立テマス、登記所ハ置キマス積リ……御尋イタシマス、此十七條ノ一テアリマスルガ、此度廢止セラル所ノ區裁判所ニハ悉く出張裁判ト云フコトガアル譯テハナイデスカ、或ハ僻遠不便ノ地ニ限リテ出張裁判ヲ設

○政府委員(小山溫君) 其積リデス

○馬屋原一郎君 出張裁判設置ノアル場所ハ凡ソ御調ベニナシテ居ル譯デセウナ

○政府委員(小山溫君) 出張裁判ヲ致シマスル場所ニ付イテハ未ダ定案ヲ有シマセヌ

○富井政章君 先刻此節約額ヲ同ヒマシタガ、今問題ニナツテ居リマスル裁判所廢止

ト云フカラ來ル節約額ハ何程ニアリマスカ  
○政府委員(小山溫君) ドウモ此權限變更等ニ依レル節約額ト區裁判所ノ廢合ノミニ依リマス節約額ト分ケテハ能ク分リマセバ、唯大凡ノ邊ノ見當デゴザイマスガ、見當ハ區ノ廢止ニ依ッテハ多分十九万圓グラ井ダラウト思ヒマス、是ハホンノ見當デゴザイマシテ引離シテハドウモ分リ兼ネマス

○富井政章君 今一ヶ別ノ事ヲ伺ヒマス、此案ニ依レバ大審院ノ七人ヲ五人トシ、控訴院ノ五人ヲ二人トスルト云フコトニナツテ居リマスガ、是ハ私ドモ豫ネテ斯ウナツタ方ガ宜カラウト思ウテ居ルノデアリマス、經費ノ節約如何ニ拘ラズ此方ガ宜カラウト思フノデアリマスガ、唯裁判所ノ組織トシテ「ツ妙ニ感ジマスクトハ地方裁判所モ二人アル、サ

ウ致シマスト」云フト五、二、三、一トスウ云フコトニナツテ、控訴院モ地方裁判所モドチラモ二人ト云フコトニナルト云フコトガ少シ裁判所組織トシテ面白クナイ點デアラウト思フテ居ル、尤モ此構成法六十九條ニ依レバ五年以上云タト云フコトハアリマスケレドモ、其外ニハ違ヒガナイヤウデアリマス、私ハ此場合ニ一審單獨制ヲ必シモ主張スルト云フ趣意デハナイノデアリマスガ、政府ニ於テハ斯クシテモ制度上何等ノ缺點モ無立派ナ制度デアルト云フ御考デアリマスルカ、ドウモ其點ハ完全デナイカラ尙ホ調査デモシテ改良ノ餘地ガアルカラ研究シテ見ヤウト云フ御考ガアルノデアリマスカ、其點ヲ伺ヒタイ

○政府委員(小山溫君) 御答イタシマスガ、成ルホド數ヲ以テシマスルト、一、二、三、五ト云フノデ一、三、五ト參リマスル誠ニ數ハ揃シテ宜シイノデアリマスガ、此點ニ付イテ

モ實ハ本案ニナリマスルマデニ大分調查ヲ遂ゲマシタ、皆第一審ヲ一人ト致シマスルト刑事ニ於テハ死刑、無期懲役、無期禁錮ト云フヤウナモノマデ一人テ取扱ハナケレバナラ

五ト云フノデ一、三、五ト參リマス、是等ノ重刑ヲ一人ノ判事テ取扱フト云フコトハ如何ニモ人ヲシテ不安ヲ感セシメルデアラウト云フ所デ、ドウシテモソレ等ノコト、或ハ重大ナル民事訴訟等ニ付

イテハ二人デゴザイマセヌケレバ今マテ二人デヤツテ居リマシタカラ不安ヲ感ゼシムルデアラ

ウト云フ所デ區別ヲ色ニ付ケテ見マシテ、是レ以上ハ二人ニスル、是レ以下ハ一人ニスルト云フヤウニシテ調査ヲ遂ケテ見マシタガ、徒ラニ錯雜ニナリマシテ、サウシテ却シテ事務

ノ進行ヲ後レシムルト云フヤウナ結果ヲ生ズル虞モアリマシ、又費用ノ方テ申シマシテモサマデ違ハヌコトニ相成リマス、ソレトモウーツ第一審ノ三人ト云フコトニ始メナリマシタ時ノ歴史ガイロ／＼ナル理由ガアルノダサウデゴザイマス、ソレダカラ今俄ニ一審ノ合議合議等モ徹底ヲ致シマシテ却シテ能ク事實が分カル、五人ニナリマスルト云フト、ドウモ其間徹底シナイン事實ニ付イテ四ツモ五ツモ認定ノ仕方が變ハルヤウナコトガアルト云フヤウナ所カラ假令三人デアリマシテモ二人デモ同シ事實デアルカラ差支ナイ、唯控訴院ノ方ハ熟練ナル判事デアルト云フ相違ノミデ差支アルマイ、斯ウ云フコト、ソレカラ地方裁判所デハ區裁判所カラ控訴ヲ受クル、サウスルト一人一審ト致シマスト今度ハ一人カラ一人ニ控訴イタシマスルカ、或ハ控訴院ニ控訴致シマスルカト云フコトニシナケレバナラスサウ致シマスルト非常ニ不便ニナルデアラウト云フヤウナ、イロ／＼ナ點カラ今提案ニナ

リマシタ通リノ案ニ決マリマシタ

○奥山政敬君 チヨト御尋シマスガ甚ダ細カナコトデスケレドモ、此判事檢事ノ休職

轉所ニ關スル法律案デゴザイマス、此法律ノ第一條ニハ「施行ニ際シ」トアリ第三ハ「法律施行ノ際ニ限り」トスウアリマスガ、此「際シ」トカ云フコトハ廣クモ取レル狹クモ取レルノデアリマスガ、大變便利ナ字デアリマスガ、大抵時間ニシマスルト半年トカソコラ位ノモノデアリマスカ、ドウ云フモノデゴザイマセウカ、ソレカラマ一ツハ第一條ニ願ニ依ルスカ

場合ヲ除クノ外大審院ノ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス」トアリマスガ、大抵控訴院ト大審院ト兩方ニ判事ノ階級ニ依シテ總會トスルコトニナツテ居リマスガ、此場合ニハ下級判事モ總テ大審院ノ總會ノ決議ヲ經ルコトニナツテ居リマスガ、其邊ノコトハドウ云フモノデスカ

○政府委員(小山溫君) 御答ヲ致シマスル、此「際シ」ト云フコトニ付イテノ解釋デゴザイマスガ、是ハハッキリ申上ゲルコトハ無論出來マセバ、仰セニナリマシタ半年ト云フヤウナ長期間デハ今ハ無イノデゴザイマス、モット短イ積リゴザイマスガ、併シソコハドウモ御確答イタシ兼ネマス、ソレカラ此大審院總會ノ決議ニ下級判事マテモ致シマシタ申シマスモノハ此七十四條等ハ控訴院又ハ大審院トゴザイマスガ、若シシテ控訴院大審院ト致シマスルト、矢張リドレ／＼ノ判事検事以下ハ控訴院、ドレ／＼ノ以上ハ大審院ト云フ風ニ矢張リ法律ノ區別ヲ立テケレバナラヌ、ソレハ錯雜デゴザイマスルカラ寧ロ最高ノ裁判所タル大審院ノ決議ヲ經タルバ差支ナカラウ、斯ウ云フ考テ斯様ニナリマシタ

○奥山政敬君 今一應御尋イタシマスルガ、今度ノ御提出案ニ依リマスルト區裁判所ノ權限が非常ニ擴張セラレルコトニナツテ居リマスルガ、サウシマスルト地方裁判所ノ事務ト云フモノハ餘ホド稀有デアラウト思フ、田舎ノ地方裁判所ニナリマスルト五百圓以上ノ民事ノ裁判ト云フモノハ餘ホド少イモノダラウト思ヒマス、統計ハ見マセバ、統計ニ據シテモ、田舎ナドテ五百圓グラ井ハ至シテ少イモノナツトラウ考ヘマス、ソレカラ刑事ニ於キマシテハ豫審ヲ經ザル事件ハ有期徒刑、有期懲役モ總テ這入ルコトニナリマスカラ、豫審ヲ經ル方デアリマセウケレドモ、經ヌモノモ澤山アルダラウト思ヒマスガ、サウシマスト地方裁判所ノ事務ト云ノモノハ至シテ閑散ニナルダラウト思ヒマスガ、此法律ト云フモノヲ御施行ニナル御趣意ト云フモノハ司法大臣ヨリモ本會議事御説明ノヤウニ改良ト經費トヲ節スルト云フ一個ノ理由ガ拙マツモノト云フヤウナ御説明ニアリマシタガ、果シテ然ラバデス、此微々タル區裁判所ヲ廢サズシテ、地方裁判所ノ如キモノヲ廢スルト云フコトノ御説議ガアリサウナモノ、ヤウニ考ヘマスガ、地方裁判所ハ四十六箇所カラ、ガ少シモ此案ニハ廢サレルコトニナツテ居ラヌヤウデアリマスガ、又昔日ト變シテ今日ハ交通ノ便ト云フモノモ非常ニ開ケテ居ルコトニナツテ居リマスカラ、不便ノ點が餘ホド除カレテ居ルダラウト考ヘマス、一應其邊ノ所ヲ伺ヒタイノデアリマス

○政府委員(小山溫君) 御答イタシマスガ、成ルホド此第一審事件ニ付キマシテハ民事刑事ニ付イテ多クノ事件が地方裁判所ヨリ區裁判所ニ移リマス、其移リマシタ事件ニ付イテノ控訴ガ地方裁判所ニ參リマス、ソレデゴザイマスカラ一面ハ減リマスガ一面ニ又付エルノモアルノデアリマス、サウ致シマシテ其割振リノ事件ヲ大抵調査イタシテ見マシタノデゴザイマスガ、成ルホドサウ致シマシテモ、或ル地方裁判所ハ存在ノ必要ハ無イヤウ

ナ少數ノ所モゴザイマス、申上ゲテ宣シカラウト思ヒマスガ、例ヘバ那霸憲太ノ如キ、是等ハ其到底廢止スルコトハ出來マセヌ遠隔ノ地デゴザイマシテ、ノミナラス此地方裁判所ヲ廢止イタシマスルト、ドウシテモ一地方裁判所ノ管轄ガ二府縣以上ニ跨ガルコトニ相成リマス、而カモ或ル縣ト或ル縣ノ全部ヲ合セタモノヲ一地方裁判所ノ管轄ト致シマスレバ、非常ナ不便ニ相成リマス、故ニ此或ル府、或ル縣ヲ分ヅテ兩方ノ地方裁判所ニ分屬セシメナケレバナラヌト云フヤウナコトガ生ジテ參ルノアリマス、サウ致シマスルト云フト、此裁判所ノ方カラ申シマスルト、殊ニ刑事案件ニ付イテ司法警察事務ヲ取扱ヒマス者ヲ一人以上指揮シナケレバナラヌ……檢事正ガ指揮イタサナケレバナラヌ、又縣ノ警察部長カラ申シマスト一人ノ警察部長ニアツテ雙方ノ檢事正、或ハ三方ノ檢事正ノ指揮監督ヲ受ケナケレバナラヌト云フヤウナ不便ヲ感シマス、是ハ行政區劃ノ廢合ニ伴ハナケレバ實行ガ甚ダ困難デアリマス、調査ハ致シテ見マシタガ、裁判所側ノ方カラ見マスレバ、前ニ申ス通り廢シテモ宜イヤウナ所モゴザイマス、サウ云フ次第アリマス

○富井政章君 地方裁判所ニ手ヲ著ケナンダト云フコトハ唯今ノ御説明ニ依ツテ分リマシタ、多分サウ云フコトニアツタラウト察シテ居タノアリマスガ、併シ今奥山君ノ申述ベラレマシタ通り、今日ハ交通機關ガ餘ホド整備イタシタノアリマス、其結果トシテ地方裁判所中ニハ廢止シテ何等ノ不便ノナイモノモアルカと思ヒマス、例ヘバ東京ノ地方裁判所モアレバ、浦和ノソレナドモ要ラヌモノアラウト思フ、京都ノモ、大津ノモ要ラナイデアラウ、ト云フヤウナコトガ多々アラウト思ヒマス、或ハ控訴院モ一ツ一ツ廢シテ差支ナイカトモ思ヒマス、サウ云フ黒ハ今ノ行政區劃ノ廢合ト一致シテヤラヌケレバナラヌカラ、時期ガ來ルマデ打遣ツテ置クト云フ御考アルカ、ソレトモサウ云フ方面ニ向ツテモ改正ヲシタイト思フカラ、内務當局者ト今後相談シテ其方ノ改正ヲ圖ツテ見ヤウト云フ 御考ニアリマスルカ、其邊ア一應伺ヒマス

○國務大臣(松田正久君) 地方裁判所廢合ノ事ノ困難ナルコトハ唯今政府委員ヨリシテ申上ゲタ通りデゴザイマスガ、實ハ行政區域ノ改正ヲ致シテハドウテアラウカト云フコトハ、曩ニ前々内閣ノ時ニ方ヲ此制度整理局ニ於テハ問題ニナツタコトモ承ツテ居ルノアリマス、テ、果シテ其地方ノ行政區域ガ變更サレルコトニナリマスレバ、無論地方裁判所ノ廢合ト云フコトモ行ハル譯デアリマスルが、此地方行政區域ノ變更ト云フコトニ至リマシテハ、未ダ制度整理局ニ於テ決定ヲ致サザル前ニ前々内閣ハ辭職ヲ致スコトニナリマシタカラ、其邊ノ事ハ今日ニ於テハマダ何トモ申上ゲ難イノアリマス、此事ヲ御了承ヲ願ヒタイノアリマス

○政府委員(小山溫君) 私ヨリモチヨット添ヘテ御答ヲシテ置キタイノアリマスガ、區裁判所ノ權限ヲ擴張イタシマシテ、サウシテ減シマスト云フノデ、ソコニユトリガ大分出来テ参リマスシ、事務モ早ク行ハレテ、敏活ニ早ク事務が出來ルト云フ運ビニ参リマス、控訴院ニ付イテ申シマスルト、控訴院ハ左マデ事務ハ減リマセヌ、移シマシテモ、廢合イタシマシタ所ガ其事務ダケハ矢張リ他ニ移ル譯デアリマシテ、同ジャウナ人數ヲ矢張リ要スル譯デアリマス、ソレデゴザイマスカラ廢止イタシマスレバドウナルト云フコトニ付イテ調査ヲ遂ゲテ見マシタガ、費用ノ上ニ於テモ格段ノ相違ヲ生ジマセヌ、ソレ故ニ控訴院ノ廢

合ヘ行ヒマセヌ

○奥山政敬君 此區裁判所ノ廢止セラル、ニ付キマシテ地方長官ノ之ニ對シテノ意見ヲ求メラレタコトモアルノアリマセウカ、全ク地方長官ノ意思ハ少シモ御確メガナカッタノアリマセウカ、其邊ア一應……

○政府委員(小山溫君) 此廢止ヲ取調ベルニ付キマシテ地方行政廳竝ニ裁判所ノ地方ノ或ハ監督官ト云フ者ノ意見ヲ徵シマスレバ大變宜シカツタノデゴザイマスガ、實ハ是ハ何處ヲ廢サウト云フコトハ、ナカノ秘密ニ致シマセヌト廢止セラル、所デハ必ズ反對ニナルノデゴザイマスカラ、一々公ケニ聞合セマスル譯ニ参リマセヌ、ソレデゴザイマスカラシテ内密ニ實ハ致シタノデゴザイマシテ、内密ニ私ノ話ト云フヤウナ風ア、段々詮議ハ致シマシタガ、公ケニハ取調ベラシナイコトニナツテ居リマス

○政府委員(齊藤十一郎君) 尚ホ附加ヘテ一言イタシテ置キマス、從來裁判所ノ廢止ニ付キマシテハ地方長官ニ或ハ内密ニ、マア申サバ個人ノ資格ト云フクラ井ノ程度デ聞キマスコトモアルニハアリマシタノデスケレドモ、地方長官ノ立場ト致シマシテ其廢止セラル場所ノ行政官アルモノアリマスカラ、其意見ノ發表ヲ躊躇イタシマス傾デ、却ツテ其場合ニ依リマシテハ縣治上迷惑ヲ及ボスト云フ場合ガマア多イノアリマスカラ、種種ノ手段デ意見ヲ探ルコトニ致シテ置キマスケレドモ公然ト照會スルコトハ餘リ致シテ居リマセヌ、是ハサウ云フ情實ガアルノアリマスカラ、其點ハ御了承ヲ願ヒタイ

○子爵酒井忠亮君 唯今控訴院廢止ノコトニ付イテ政府委員ノ御説明ハ廢止ハセナイト云フ御考ニアリマスガ、衆議院ノ委員會ニ於ケル速記録ヲ拜見スルト實施ノ期ハマダ定メテ居ラヌケレドモ、成ルベク速々行ヒタイ積リテアルト云フコトヲ御答ニナツテ居リマスガ、ドウ云フコトニアリマセウカ、チヨット御説明ヲ……

○政府委員(小山溫君) 控訴院ノ廢止ニ付イテハサウ云フ答ハ致シマセヌ積リテゴザイマス

○子爵酒井忠亮君 唯今チヨット私ハ見違ヒラ致シマシタ、取消シマス

○河村謙三郎君 同シ第一審ニ於キマシテドウ云フ事件ハ單獨ノ裁判ヲ受ケル、ドウ云フ事件ハ合議ノ裁判ヲ受クルカト云フコトハ、此案ノ規定ニ依ツテ自ラ分リマスガ、其事件ノ數ヲ承知シタノアスガ、御調ガアリマスレバ、即チ現在ノ地方裁判所ノ事件ノ總數、其内ノ何件ガ區裁判所ニ移スコトニナリマスカ

○男爵東郷安君 本員モチヨット同シ考デゴザイマシテ、出來マヌナラバ區裁判所ノ民事、刑事、既決未決及非訟事件ヲ御取扱ニナリマシタ數、若シ餘リ御手數ゴザイマスレバ廢止セラル、モノダケニ付キマシテモ宜シウゴザイマス、尙ホ更ニ願ヘマスレバ地方裁判所其他ノ裁判所ニ於ケル唯今河村君ノ御請求ニナリマシタ趣意ノ表ヲ拜見イタシタイト思ヒマス、是ハ豫ネテ司法省ニ於テ御取調ニナツテ居リマス次第アリマセウカ、出來マスレバ成ルベク速々拜見ヲ致シタイト思ヒマス

○政府委員(齊藤十一郎君) 唯今御尋ニナリマシタ現在地方裁判所ノ事件ノ數、ソレカラ其内、第一審即チ區裁判所ノ第一審ニ移ルベキ數が分ヅテ居リマス、即チ現在地方裁判所ノ數ハ是ハ明治四十三年一月カラ大正元年十二月まで三箇年間ノ平均數アリマシテ、平均數ノ新受件數アリマス、サウシテ訴訟事件ダケニ付イテノ數デゴ

ザイマスガ、地方裁判所ノ事件が、民事ノ件數ハ一万七千四十八件、刑事ハ三万五  
千九百八十四件、是ハ第一審デアリマス、ソレカラ此内ニ民事ノ方カラ區裁判所ニ移  
ソレカラ序デナガラ區裁判所ノ民事ノ第一審事件ヲ申シマスレバ八万七千六百九十一

ソレシタ件數ハ七千百九十六件、刑事ノ方ハ二万五千九百十七件、斯ウ相成リマス、  
件、刑事ノ第一審事件ハ八万一千二百二十五件、斯様ニ相成シテ居リマス、ソレカラ地方  
裁判所事件ノ控訴デゴザイマスガ、控訴ノ事件ハ、現在ノ控訴件數ハ四千五百三十

五件、之ニ地方裁判所一審事件ノ區裁判所ニ移リマシテ其事件ニ對スル控訴ノ件數  
ガ加ハリマス、其件數ハ九百七十五件、ソレヲ加ヘマスト五千五百十件、是ダケノ民事  
控訴事件ヲ取扱フコトニナリマス、刑事ノ現在ノ控訴事件ハ五千六百六件、之ニ控訴  
ノ増加五千五百九十八件、ソレヲ合ハセマシテ一万千二百四件、斯ウ云フ數字が出マ  
スノアゴザイマス、ソレデ尙ホ此件數ヲ歩合ニ致シテ見マスト、地方裁判所事件デ區裁  
判所ニ移リマス件ハ民事ニ付キマシテハ三分九厘、約四分デアリマス、ソレカラ地方ニ  
残リマス分が六分一厘、刑事ノ方ハ區裁判所ニ移リマス割合ガ七分一厘、ソレカラ地  
方ニ残リマス分が一分八厘、斯様ニ相成シテ居リマス、非訟事件ノ數ハ唯今此所ニ統  
計表ハ持シテ參シテ居ルノデスガ、是ハ後刻寫シ拔イテ差上ゲマス

○子爵岡部長職君 唯今御讀ミニナリマシタ計數ハ印刷シテ御配付ヲ願ヒマス

○政府委員(齊藤十一郎君) 宜シウゴザイマス

○河村讓三郎君 細目ニ瓦リマスガ差支ゴザイマセヌケレバ 同ヒタノデスガ、七十四  
條ノ二ノ中ニ「裁判事務上必要アルトキ」トアリマスノハ、ドウ云フ場合ニ當リマスカ、  
少シ具體的ニ承知シテ置キタイ、此解釋ノ仕様ニ依リマシテハ餘ホド廣イコトニナリマス、  
大審院ノ總會ヲ經ルト云フ保障ハアリマスルガ、是モ大審院ノ組織如何ニ依シテハ極ク  
十分ナ保障トナラヌコトガ無イトモ限リマセヌデゴザイマス、丁度コンナ規定ガ獨逸ノ懲  
戒法ニモアリマシタヤウデスガ、其規定ニハ判事ノ轉所ガ緊切ニ要求セラレル場合「ドリ  
ングンドゲボーテン」、ドウ譯シマシタラ當リマスカ知リマセヌガ、緊切ニシテ極メテ重大ナル  
場合ト云フヤウナ意味デハナイカト思ヒマス、是ハ判事ノ獨立ト云フコトニハ大變關係ノ  
アル規定ダト思ヒマス、無論從來判事ノ保障ノ規定ヲ誤解シテ一身ノ便宜ヲ保障スル  
モノ、如ク誤シテ解説シタ例モ往々アリマスルカラ、サウ云フ誤リノ無イヤウニ致サンケレバ  
ナラスト思ヒマスガ、又之ヲ濫用イタシマスルト云フト甚ダ弊害ヲ生ズル虞ガアルト考ヘマ  
ス、此際此案ノ趣旨ヲ一應御説明ヲ願シテ置キマスコトが必要デハナイカト思ヒマス、具  
體的ニドンナ場合ガ裁判事務上必要アリト云フコトニ解シテ居ラレマスカ

○政府委員(小山温君) 御答ヲ致シマスルガ、此七十四條ノノ規定ハ畢竟行政  
官が行政上ノ都合デ動カスト云フコトヲシナイト云フ爲ニ「裁判事務上必要アルトキ」ト  
云フコトヲ入レマンタノデゴザイマシテ、要スルニ後ニ仰セニナリマシタ裁判官ガ自己ノ氣  
儘ヨリ、自己一身ノ都合ヨリ、私ハ暖かい所ヨリ寒い所へ行クノガ宜イトカ、寒い所が  
宜イ暑い所ハイヤダト云フヤウナコトニ依シテ、其我儘ヲ保護スル法律ナナイ、轉所ヲ行  
政官ノ勝手ニシナイト云フノハ裁判官ヲ行政上ノ都合デ動カスト云フヤウナコトノ無イ  
爲ノ保障デアリマス、ト云フ意味ヲ闡明シタ積リナシゴザイマス、ソレデゴザイマスカラ之ヲ  
行政廳ノ勝手ニ致シマセズ、裁判所自身ノ判断ヲ請ウテ、サウシテ今申シマシタ裁判事

務上ノ必要アレバ、總會ノ決議デ動カスト云フ趣旨デアリマス、畢竟行政官ガ勝手ニ  
動カスンデヤナイト云フ積リナンデス

○伯爵寺島誠一郎君 判事及檢事ノ休職立判事ノ轉所ニ關スル法律案ノ中ノ第  
二條ニゴザイマス「但シ在職二十五年以上者ニハ一分ノ一迄ヲ支給スルコトヲ得」ト  
アル、此二十五年以上ノ人ト云フト何人クラ井ニナルノデアリマスカ、約二百二十二人  
ノ中デドノ位ノ數ニナシテ居リマスカ、チヨット伺シテ置キマス

○政府委員(小山温君) 此二百二十二人ガドレニ當リマスト云フコトハ實ハ定マツテ  
居リマセヌガ、從シテ其中二十五年以上ノ者ガ幾人ト云フコトハ御答ヲ致シカネマスデゴ  
ザイマスガ、全般ニ付イテ二十五年以上ノ者ガ幾人アルカト云フコトナラバ後ニ取調ベマ  
シテ御答ヲシマスガ、二百二十二人ノ中ノ幾人ト云フコトハ御答イタシ兼ネマス  
○富井政章君 唯今第七十四條ノニ付イテ河村君カラ質問が出マシタガ、私モ此  
條ニ付イテハ一ツ不明ナ點ガアルト思フ、ソレハ「控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依  
リ」云々トアル、ドウ云フ場合ニハ控訴院ノ總會ヲ經、又ドウ云フ場合ニハ大審院ノ總  
會ヲ經ルノデアルカト云フト、其區別ノ標準ガ分ラヌ、尤モ現行裁判所構成法第七十  
四條ニモ斯ウ云フ文字ガアルノデ、其議論ハ此案ニ付イテ初メテ起ルノデハアリマセヌケレ  
ドモ、不明瞭ナコトハ例ガアルヤラト云ッテ之ヲ真似スルノハ宜クナカラウト思ヒマスガ、私  
ノ察スル所デハ一控訴院管内ノ判事ヲ轉所セシムルト云フ場合ニハ控訴院ノ總會デヤ  
ル、其他ノ場合ニハ例ヘバ控訴院カラ他ノ控訴院ニ移スト云フ場合ニハ、大審院ノ總  
會ノ決議ヲ經ルノアルト云フ趣意デアラウトモ思フノデスケレドモ、併シサウ云フコトハ  
少シモ條文ニ現ハレテ居ナイ、甚ダ疑ハンノゾアリマスルカラ、實ハ斯ウ云フ法律ノ改正  
ヲヤラウト云フ場合ニハ、改正ノ序ニ現行ノ第七十四條モ明瞭ニシタラ宜カラウト思  
フ位デアリマスガ、新規ニ加ヘル條文デアルナラバ、セメテフレダケナリトモ、モウ少シ明瞭  
ニナシタ方ガ宜カラウト思フノデアリマスガ、果シテ今申シタヤウナ標準ニ據ルノデアリマス  
カト云フコトガ第一ノ問デアリマス、第二ニハ若シサウデアルトスレバ斯ウ書イテアッテ大丈  
夫デアリマスカ、解釋ガ外ニ解釋ノ仕方が無カラウト思フダケノコトデ、決シテ明瞭デハナ  
イト思フノデアリマスガ、當局者ハ是テ明瞭デアルト云フ御考デアリマスカ

○政府委員(小山温君) 唯今御尋ニナリマシタ通り、構成法ノ七十四條ノ現行ノ方  
ニ其通リゴザイマスノデ、其通りニ致シマシタノデゴザイマスガ、慣例上、地方裁判所デゴ  
ザイマシテモ所長以上ハ矢張リ大審院ノ決議ヲ致シテ居リマス、其以下ハ控訴院、斯ウ云  
フコトニナリマス、殊ニ轉所ニナリマスト、所見が控訴院ヲ跨ガランナラヌ場合ガアリマスカ  
ラ、矢張リサウ云フコトニナリマス

○富井政章君 是デ大丈夫、極明瞭ナコト、云フ御見解デスカ

○政府委員(小山温君) 其積リテゴザイマスミ、是ハ強チ管轄ヲスカカリ決メタノデナク  
テ、上ノ方デ決議イタシマス時分ハ差支ナイ積リテゴザイマス

○富井政章君 一控訴院ノ判事ヲ他ノ控訴院ニ轉所セシメルト云フ場合ニ、モト居

タ控訴院ノ總會デアルト云フ場合ガ假ニナシタスレバ、ソレハドウナルノデス、其決議ハ

無效ト云フノデスカ、違法ト云フノデスカ、ドウナリマスカ

○政府委員(小山温君) ソレハ詰リ大審院ノ解説ニ任セル外、致シ方ガゴザイマセス

ガ、今ノ場合デハ左様ナコトハ無イ積リデゴザイマス、司法大臣が提出者ニナルノデゴザイマスカラ、大審院ニ提出ニナルグラウト思ヒマス

○伯爵寺島誠一郎君 裁判所廢止及名稱ニ關スル法律案ニ付イテチヨット附隨シタコトヲ伺シテ置キマスガ、此廢止ニナリマス裁判所ノ地所建物ハドウ云フコトニナリマスカ、矢張リ國庫ニ自然這入シテ行クヤウニナリマセウカ、分シテ居ルコトアリマセウガ、チヨット伺シテ置キマス、ドウ云フコトニナリマスカ、ソレカラ或ル區裁判所ハ其地方ノ人民が任意ニ金ヲ出シ合ツテ、或ハ何千圓トカ、何万圓トカ金ヲ出シ合ツタリ、或ハ一二ノ人ニ於テ相談ノ上、建物ヲ造シテソレ寄附スル、ソレヲ寄附シタ所モアルヤウニ傳聞イタシマスガ、何カ初メ其地方ノ人ニが任意ニサウ云フコトヲスル際ニハ當局者ノ方カラ御獎勵ニデモナシテサウ云フコトニシタラ此所ニ裁判所ヲ建テルコトニシテヤラウトカ、或ハ今マテ建ツテ居ツタ裁判所ヲサウ云フヤウニシタラ宜カラウト云フ御指圖ニデモナシタ内情事情等ガアッタノデアリマスカ、而シテ今日サウ云フコトハ止メテ居ルト云フコトハ、隨分酷ナヤウニ思ハレマスガ、サウ云フヤウナ場所モ廢セラル、中ニハ澤山アルノデアリマセウガ、其點ニ付イテハドウ云フ御考ヲ有シテ居ラマセウカ、伺シテ置キマス

○政府委員(小山溫君) 後ニ御尋ニナリマシタ或ハ勸誘シ或ハ願ヒ出タ爲ニ人民カラ

土地家屋ヲ寄附イタシマシテ成立シタモノハ無イカト云フ御尋デゴザイマスガ、幾分サウ云フ所ガアリマスノデゴザイマス、是非區裁判所ヲ置イテ貰ヒタイ、ソレニハ土地家屋ヲ寄附スルカラト云フ者ガ無イトハ限リマセス、是ハ廢上セラル、中ニハ極メテ少數ニアリマス、兎ニ角サウ云フ所ハ無イデハアリマセス、サウシテ廢止サレマシタ所ノ家屋土地積リテアリマスカラ、今土地建物ヲドウスルト云フコトハ出來兼ネマス

○伯爵寺島誠一郎君 サウスルト重ネテ質問イタシマスガ、是等ノ御廢止ニナル所ノ裁判所ノ跡ヘ悉ク出張所ヲ御置キニナル見テ宜シイノデスカ

○政府委員(小山溫君) 皆置キマス

○委員長(小山溫君) 此外ニ御質問ハゴザイマセヌカ

○奥山政敬君 チヨット政府委員ニ御尋シタイノデスガ、是ハドウカ一ツ速記ヲ止メテ

御賈ヒ申シタイ

(速記中止)

○富井政章君 序ニ極小サナ事ヲ一ツ伺シテ置キマス、此二百三十二人ノ中ニ二二人ト云フモノガ誰ニナルカト云フコトハ是カラ決スルノデ御分リニナシテ居ナイト思フノアリマスケレドモ、先刻十七万圓トカ云フヤウナ御話モアシタノデスカラ、御想像グラ井ハレバ……

○富井政章君 十五年以上勤續シタ人ガ何人ホドアルカト云フコトヲ伺ヒタノデスガ、實ハ一一百三十二人ト云フモノガ誰ニナルカト云フコトハ是カラ決スルノデ御分リニナシテ居ナイト思フノアリマスケレドモ、先刻十七万圓トカ云フヤウナ御話モアシタノデスカラ、御想像グラ井ハ

著イテ居ルト思フノデスガ、極漠然タルコトデ宜シイガ、約何人ホドアルモノアリマスカ

○政府委員(小山溫君) 此二百三十二名ノ休職給ニ付キマシテ十七万圓ト申上げレバ……

○富井政章君 厚ニ極小サナ事ヲ一ツ伺シテ置キマス、此二百三十二人ノ中ニ二二人ト云フモノガ誰ニナルカト云フコトハ是カラ決スルノデ御分リニナシテ居ナイト思フノアリマスケレドモ、先刻十七万圓トカ云フヤウナ御話モアシタノデスカラ、御想像グラ井ハ

著イテ居ルト思フノデスガ、極漠然タルコトデ宜シイガ、約何人ホドアルモノアリマスカ

○政府委員(小山溫君) 此二百三十二名ノ休職給ニ付キマシテ十七万圓ト申上げマシタノハ、俸給ハ豫算デ平均額デ取シテアリマスカラ、平均額デ割出しシタノデアリマス、

ソレデ凡ソ人ニ當リテ附ケタ譯デゴザイマセヌデ、平均ノ數カラ申シタノデ、ドウモ人ガ決マリマセヌト二十五年以上ハチヨット分リ兼ネマス

○委員長(公爵德川慶久君) 先づ是ニ御質問ガ今日ゴザイマセヌケレバ、今日ハ是ニテ開會イタシマシテ、又引續イテ……明日、本會議ガアルサウデゴザイマスカラ、其後ナリ、明日開會イタシマスニ付イテ其時間ヲ御相談シタリト思ヒマスガ、本會議後ニ御異存ゴザイマセヌカ

○富井政章君 チヨット一ツ希望ヲ述ベタイノアリマスガ、諸君ニ御相談ノ上、御決定ヲ願ヒタイノデス、ソレハ此五ツノ議案ハ明日直ゲニ濟ムカ、尙ホ永クカ、ルカソレハ分リマセヌガ、若シ直グニ濟メバ此次ニ議題トセラル、ノハ謂ハユル試験制度ノ改正トカ云

フコトカラ來テ居ル裁判所構成法中改正法律案、辯護士法中改正法律案、アリマスガ、此ニツハ司法省ノミニ關係シタ單純ナル議案ト、チヨット見レバ思ハレルノアリマスケレドモ、其實ハ餘ホド複雜シタ問題アリマシテ、法學ノ教育ナドニモ餘ホド關係ヲ有ツテ居ルモノアリマスカラ、此ニツノ法律案ヲ委員會ニ議セラル、トキニハ文部大臣ニモ質問シテ見タリト思フコトモアルノアリマス、文部大臣ノ出席ヲ希望スルノアリマスガ、如何アリマスカ

○河村讓三郎君 全ク同感アリマス

○奥山政敬君 其必要ガアルヤウニ思ヒマス

○委員長(公爵德川慶久君) ソレデハモウ一ツゴザイマス、刑法施行法ノ改正テゴザイマシタガ、アレヲ之ニ續イテヤリマシテ、ソレガ大體濟ミマシタナラバ、其次ニ今仰セノアッタ試験制度ノラヤッタラドウカト思ヒマスガ、サウ致シマスレバ此次開會イタシマストキニハ今日ノ續ラ致シ、ソレガ濟ミマシタナラバ尙ホ進シテ刑法施行法中改正ト云フノヲ致シマス、ソレガ濟ミマシテ後ニ、文部省ノ方ニ御出席ヲ願シテ、サウシテ試験制度ノコトヲヤルト云フコトニ致シタラ宜カラウト思ヒマス、如何ゴザイマスカ

(「結構」ト呼フ者アリ)

○委員長(公爵德川慶久君) ソレデハ明日ハ議事散會後、引續キマシテ會議ヲ開イテ御差支ゴザイマセヌカ

○奥山政敬君 差支ハゴザイマセス、本會ハ直キニ濟ムチャラウト思ヒマス

○委員長(公爵德川慶久君) ソレデハサウ云フコトニ致シマス、ソレカラモウ一ツ申シテ置キマスガ、此案ニ付キマシテ地方カラノ陳情書ガ此所ニ見エテ居リマスカラ、御覽ニナル御方ハ此所ニ御出デ下サレテ御覽ヲ願ヒマス

午後三時一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公爵德川 慶久君

伯爵寺島誠一郎君

子爵岡部 長職君

子爵黒田 和志君

子爵酒井 忠亮君

昌業君 河村讓三郎君

小牧

安君 奥山 政敬君

男爵東郷

和志君

富井 政章君  
土居 通博君  
國務大臣

司法大臣 松田 正久君

加太 邦憲君

馬屋原一郎君

政府委員  
法制局長官 岡野敬次郎君  
司法省民事局長 斎藤十一郎君  
司法書記官 柏原與次郎君

司法次官 小山 溫君  
司法省刑事局長 鈴木喜三郎君